

射水市監査委員告示第13号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和5年10月に実施した福祉保健部（地域福祉課、社会福祉課、介護保険課、保険年金課、子育て支援課、保健センター）の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年10月16日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 吉野 省三

定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

(福祉保健部) 地域福祉課、社会福祉課、介護保険課、
保険年金課、子育て支援課、保健センター

(2) 選定理由

福祉保健部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査又は書面監査の対象とする。

監査方法	監査対象	前回の監査	
監査委員監査	地域福祉課	令和4年9月29日 ～ 令和4年10月13日 (令和3年度執行分)	書面監査
	介護保険課		
	保健センター		
書面監査	社会福祉課		監査委員監査
	保険年金課		
	子育て支援課		

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和4年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。
	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。
	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。

(2) 適正な契約手続が行われないリスク	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
	ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
	エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。
(3) 支出事務が適正に行われないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

4 監査の実施内容

福祉保健部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和5年9月26日から令和5年10月10日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 地域福祉課

地域福祉課は、地域福祉の計画や連絡調整の事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 地域福祉計画及び高齢者保健福祉計画に関すること。
- ② 民生委員・児童委員に関すること。

- ③ 各団体との連絡調整に関する事。
- ④ 生活支援体制整備事業に関する事。
- ⑤ 地域支援事業に関する事。

(2) 社会福祉課

社会福祉課は、障がい者福祉や生活保護に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 障がい者（児）福祉に関する事。
- ② 障がい者差別解消に関する事。
- ③ 生活保護に関する事。
- ④ 災害罹災者の援護に関する事。

(3) 介護保険課

介護保険課は、介護保険に関する事務及び管理を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 介護保険事業に関する事。
- ② サービス事業所の指定・登録等に関する事。
- ③ 介護認定審査会に関する事。
- ④ 認定調査に関する事。

(4) 保険年金課

保険年金課は、国民健康保険事業に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 国民健康保険事業に関する事。
- ② 国民年金事業に関する事。
- ③ 後期高齢者医療事業に関する事。

(5) 子育て支援課

子育て支援課は、児童手当や保育園等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 子どもの権利に関する事。
- ② 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- ③ 子ども、妊産婦及びひとり親家庭等医療費助成に関する事。
- ④ 保育園に関する事。
- ⑤ 幼稚園に関する事。

(6) 保健センター

保健センターは、保健事業の企画、調整、管理に係る事務を行っており、主として次のようなことが行われている。

- ① 健康増進、感染予防及び救急医療に関する事。
- ② 健康づくりボランティアに関する事。

- ③ 母子保健に関すること。
- ④ 不妊治療費・不育症治療費助成に関すること。
- ⑤ 新型コロナウイルスワクチン接種事業に関すること。

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

1 意見

(1) 地域福祉課

ア 2025年問題をはじめ、多岐にわたり高齢者を取り巻く環境が変化している中、先を見越した施策を適切に実施されたい。

イ 射水市社会福祉協議会と連携を密にされ、現場の声をしっかり把握して各種活動へ適切な支援を実施されたい。

ウ 介護予防施策を一層推進されるとともに、高齢者が安心して暮らせるよう地域包括支援センターの機能強化と周知を徹底されたい。

(2) 介護保険課

ア 介護サービス事業者が非常に多いが、計画的に運営指導を実施され、不適切な運営がないよう厳正なチェックに努められたい。

イ 引き続き関係課との連携強化を図り、介護予防の各種施策を講じて介護給付費の適正化に努めるとともに、介護保険料の収納率向上の取り組みを一層強化し、不納欠損の抑制を図られたい。

(3) 保健センター

ア 市民の健康づくりに様々な施策を講じられているが、市民一人一人に健康に対する意識を高く持ってもらうことが重要である。各種検診の受診率の向上のために、より一層の啓発が必要であることから、更なる工夫と対策に努められたい。

イ 食生活改善推進協議会やヘルスポランティア連絡協議会の活動については、できるだけ地域格差のないように指導を実施されたい。

ウ 令和6年度から設置されるこども家庭センターについては、射水市独自の対応や工夫をすることで、他の市町村のモデルとなるよう努められたい。